

運輸安全委員会は、令和6年9月26日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・  旅客船9号転覆 (京都府亀岡市篠町王子裏山の保津川 令和5年3月28日発生)
- ・  ダイビング船クリスタルM転覆 (沖縄県宮古島市下地島北西方沖 令和5年8月16日発生)
- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (9件) [ 84KB]
- ・ 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (33件) [ 159KB]

上記事故のうち、東京(委員会事務局)の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 旅客船A(10.98m)転覆

京都府保津(ほづ)川において、旅客船Aは、下流に向けて航行中、左岸の岩場に乗り揚げた後に転覆し、船頭2人が死亡するとともに旅客19人が負傷した

② ダイビング船A(4.8トン)転覆

沖縄県下地(しもじ)島北西方沖において、ダイビング船Aは、航行中、浸水して転覆した

海難防止への インフォメーション

① 旅客船A(10.98m)転覆

(京都府保津川において、旅客船Aは、下流に向けて航行中、左岸の岩場に乗り揚げた後に転覆した)

【事故概要】

旅客船A(10.98m、船頭4人、旅客25人)は、保津川を下流に向けて航行中、左岸の岩場に乗り揚げた後に転覆し、船頭2人が死亡するとともに旅客19人が負傷した

【発生日時】 令和5年3月28日11時00分ごろ

【発生場所】 京都府保津川

【死傷者】 死亡2人(船頭C及びD)、
軽傷19人(旅客)

【損傷等】 左舷船首部、左舷船尾部船底及び右舷船首部船底等に破損等

《原因・背景等》

◎ **船頭Bが空舵(水をつかむことができず空振りした状況)により落水し、舵のシュモク(舵の持ち手側)が川に浸かった状態となったため、船頭Cが急ぎ代わりに舵を取りに行ったものの、舵を元の状態に戻すことができず、操舵不能の状態となって左岸寄りに進路を外れ、船首部が左岸の岩場に乗り揚げた**

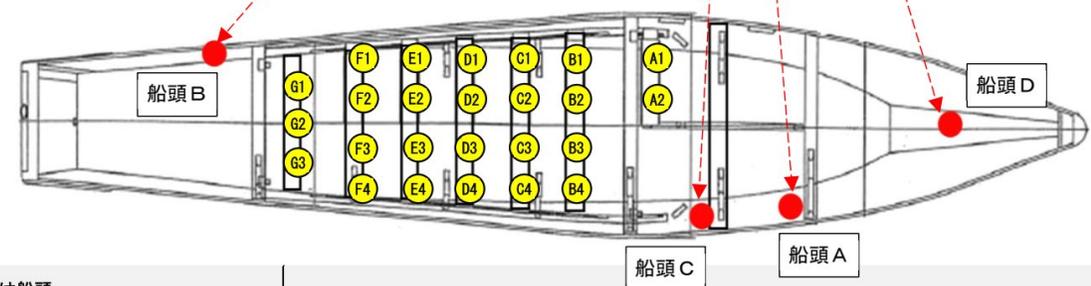
《再発防止策》

- ・船頭の落水防止措置(川下り船事業者は、舵持ちがバランスを崩し落水することがないように、舵持ちの足場等に落水を防止する措置を講じること)
- ・舵のずれ防止措置(川下り船事業者は、舵持ちが舵を手離すような事態となっても、舵を操舵可能な状態に保持することができるよう、舵のずれを防止する措置を講じること)

【以下、項目のみを記載します】

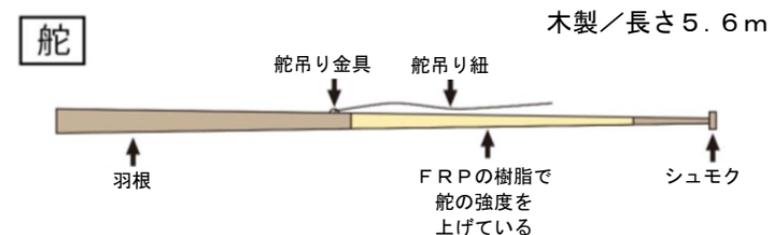
- ・船頭の救命胴衣着用の徹底
- ・旅客に対する救命胴衣着用の徹底と十分な説明の実施
- ・救命胴衣の定期的な点検等の実施
- ・通信手段の確保及び連絡体制の構築
- ・定期的な訓練の実施
- ・運航休止基準の見直し
- ・船頭の育成、操船技量の維持、向上
- ・危険箇所の把握と情報共有

* 本調査報告書は、R6.9.26に公表されました。 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



● は船頭
● は旅客(全員着座)

船頭の配置及び旅客の着座状況



舵の状況

海難防止への
インフォメーション

② **ダイビング船A(4.8トン)転覆**

(沖縄県下地島北西方沖において、ダイビング船Aは、航行中、浸水して転覆した)

【事故概要】

ダイビング船A(4.8トン、1人乗組、ダイビング客12人、インストラクター7人)は、下地島北西方沖において、航行中、浸水して転覆した

【発生日時】 令和5年8月16日12時42分ごろ

【発生場所】 沖縄県下地島北西方沖

【死傷者】 なし

【損傷等】 機関室及び航海計器に濡損、主機が全損

《原因・背景等》

◎ **乗客のダイビング中に、風向きが南西方から北西方に変化し、激しい風雨及び高波が発生した状況下、ダイビング船Aが、(*1)オープントランサム(開口部の広い船尾部)型の船尾部を北西方に向けて船尾から錨を入れた状態で錨泊を続けたため、(*2)船尾から上甲板に波が打ち込み、(*3)海水等が船尾収納庫等から機関室内に流れ込んだことで乾舷が減少し、更に乗客を乗せて、排水ができないまま波高約2mの波を受ける中、船尾下降を伴う航行を続けたため、波の打ち込みにより浸水が進み、船尾部上甲板が水没し、主機が停止して操縦不能となった**

(*1) 船長は、上甲板上に入った水は船内に滞留することなく船外に排出されるので、波が打ち込んでも支障ないと認識していた

(*2) 船尾部の仕切り板が取り外されていたことに加え、重量のある潜水器材を積載していたことで、船尾の乾舷が減少していた

(*3) 本船が油圧配管の修理後に本船開口部及び本船貫通部を塞がずに開いたままの状態としていた

《再発防止策》

(船長)

- ・ 船尾乾舷が小さいオープントランサム型のダイビング船にあっては、船尾から波が打ち込みやすい構造であることを認識し、特に、錨泊中、波の打ち込みが予想される場合は、投錨位置を船首側とすること
- ・ 自船の排水能力や構造を理解し、浸水を認めた場合は、直ちに、浸水箇所及び浸水量を確認し、船体の安全が損なわれるおそれがある場合は、速やかに排水及び救助を要請する等の必要な応急措置を行うこと
- ・ 常に最新の気象・海象情報を収集し、沖合で、雲の状況等から天候の悪化を察知した場合は、速やかにダイビングを中止し、避難を開始すること
- ・ 転覆、沈没等のおそれがある場合、同乗インストラクターと連携して、乗客の避難誘導に当たること

【船舶所有者及びダイビング船の運航に携わる事業者の再発防止策については記載を省略します】

* 本調査報告書は、R6.9.26に公表されました。 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



本船



オープントランサムに設置された「はしご」